

# 政策形成プロセス計画書

案件名：簡易宿所が開設されやすくなるためのいわゆるラブパチ条例の一部改正

局課名：都市整備局都市計画部開発指導課

【令和元年9月9日公表】

策定段階	ステップ1 (施策の概要等の公表)		ステップ2 (市民意向調査及び素案の策定)		ステップ3 (パブリックコメント実施)		ステップ4 (意見を踏まえ最終的な素案を策定)	ステップ5 (パブリックコメント結果公表)	その他の取組					
	9月	10月	11月	12月	令和2年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7・8月	9月	10月	
市民意見の聴取(☆)	市民の皆様にご意見を募集するタイミング(1回目) (1)概要公表 (2)市民意向調査 ・施策の概要 ・政策プロセス計画書		市民の皆様にご意見を募集するタイミング(2回目)		市民の皆様にご意見を募集するタイミング(2回目)		市民の皆様にご意見を募集するタイミング(2回目)							
行政内部	政策推進会議① ・施策の概要 ・政策形成プロセス計画書		住民審①(諮問)の開 ・制度改正案の概要を報告		住民審②の開 ・住民審①で出された意見及び質問の回答並びに改正内容の検討		住民審③(答申)の開 ・パブリックコメント内容報告 ・答申を得る。		政策推進会議② ・素案 ・パブリックコメント概要		政策推進会議③ ・パブリックコメント結果 ・素案(成案)		改正条例議案、改正規則等の検討 (4)議会への改正条例議案提出 議案の議決並びに改正条例等の公布及び施行 計画に沿った事業推進	

※市民意見聴取プロセス関連の取組(☆)は、随時、市報やホームページなどでお知らせします。

<b>市民意見聴取に係る施策の概要</b>	
案件名： (副題)	簡易宿所が開設されやすくなるためのいわゆるラブパチ条例の一部改正 なし
局課名：	都市整備局都市計画部開発指導課
施策の目的	インバウンド客(訪日外国人旅行者)等のための市内の宿泊機能の強化に向け、旅館業法の規定に基づく簡易宿所営業に係る施設(以下「簡易宿所」という。)が開設されやすくなるために、また、現行の尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例(以下「ラブパチ条例」という。)によるラブホテルの建築等規制の補強等を行うために、ラブパチ条例の一部改正を行う。
現状・背景	①近年大阪府内及びその周辺都市においてもインバウンド客等の宿泊需要が高まっているため、市内の宿泊施設も回転率が良好であり、特に令和7年(2025年)には大阪万国博覧会の開催を控えており、今後も宿泊需要は伸びると思われる。そのため、市内においても宿泊機能を強化する必要があると考える。近年は、宿泊料が比較的低廉である簡易宿所への宿泊需要及び開設費用が比較的低廉である簡易宿所の開設需要は高まっており、その開設数は、全国的に増加傾向にある。 ②現行のラブパチ条例は、市域の大半を禁止区域と定め、所定の構造及び設備(以下「所定の構造等」という。)の一部でも備えていない宿泊等施設をラブホテル(以下「条例上のラブホテル」という。)とみなすことで、禁止区域内での条例上のラブホテルの建築等を禁じており、施行後12年が経過する中、一定の成果を上げてきた。 ③しかし、通常の宿泊等施設(異性同伴客限定の宿泊等施設以外の宿泊等施設)を開設するには、条例上のラブホテルとみなされないよう、所定の構造等を全部備えなければならない、事業者にとってはかなりの負担となるため、現行のラブパチ条例は、通常の宿泊等施設の開設までも抑制してきたと思われる。特に簡易宿所は、現在市域内では皆無であり、その一因にはラブパチ条例があると考えられる。
課題	①上記の現状及び背景を踏まえ、また、次の点から、市は、簡易宿所が少しでも開設されやすくなるよう、ラブパチ条例を改正する必要があると考える。 ア 宿泊及び開設の需要が高まっている簡易宿所の開設の促進は、市内の宿泊機能の強化に最も効果的であり、即効性があると考えられること。 イ 簡易宿所については、それが増えれば、付近の商店街等(特に飲食店)の市内の商業の活性化が期待でき、その開設において空家又は空店舗の利用も期待できること。 ウ 簡易宿所は、小規模なものが多いため、現行ラブパチ条例の規制内容では開設が不可能であり、ラブパチ条例が改正されない限り、ア及びイの成果は見込めないこと。 ②ただし、今回の改正は、これまで行われてきた異性同伴客限定の宿泊等施設の建築等規制の質を落とさないことを前提に行うべきである。
施策の策定に当たった考え方	①現行のラブパチ条例による建築等規制の対象は、規定上、宿泊等施設全般となっているが、条例上のラブホテル化の可能性がまず無いもの(簡易宿所(カプセルホテルに限る。))及び旅館業法に基づく下宿営業施設)及び規制が事実上困難なもの(民泊、特区民泊等)は、ラブパチ条例から除外し、残りの宿泊等施設を規制対象とする。 ②条例上のラブホテルとみなされないための所定の構造等の基準を、簡易宿所(カプセルホテルを除く。以下「特定簡易宿所」という。)については、その一部を適用除外するほか、独自のものを設定する。 ③条例上のラブホテルとみなされる要件は、所定の構造等の一部でも備えていない場合(消極的要件)であったが、これに加え、新たな要件として、別の所定の構造、設備又は特徴のいずれかを有する場合(積極的要件)を設けることにする。 ④今回の改正は、簡易宿所が開設されやすくなるためのものであるため、規制対象の宿泊等施設のうち、特定簡易宿所以外のもの(旅館業法に基づく旅館・ホテル等)については、改正の対象とはしない。禁止区域も変更しない。
意見を聴取するポイント	①条例上のラブホテルとみなされる要件で既存のもの(消極的要件)について、今回の改正により簡易宿所限定の一部適用除外等を行うことを検討しているが、その改正後における簡易宿所への規制のあり方について。 ②条例上のラブホテルとみなされる要件で新たなもの(積極的要件)の内容について。
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	令和元年9月に市ホームページにおいて意見募集を行います。
お問い合わせ先	都市整備局都市計画部開発指導課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館5F 電話番号(TEL)(06)6489-6612 ファクス(FAX)(06)6489-6597 メールアドレス(Eメール) ama-kaihatsushidou@city.amagasaki.hyogo.jp